

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和7年3月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
令和7年度県立産業技術専門校入校生の募集について	4
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	5
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	7
「IT PLACE えひめ」県内IT企業等の情報ポータルサイトのご紹介	9
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	10
ひめボス宣言事業所認証制度について	12
就活の前に知っておきたい：『ひめボス認証企業』って、なに？	16
労働委員会の窓（令和7年2月分）	18

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

2025年4月から男性労働者の育児休業取得率等の公表義務化の対象企業が拡大されます	20
2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します	22
「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」のご案内	24
年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう	26
ケアプラザ新居浜のご案内	28

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ポリテクセンター愛媛 7月期生募集	29
-------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

県立産業技術専門校 入校生の募集について

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

■普通課程

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



■短期課程

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月

※ 例年、選考試験を複数回実施しており、定員に空きがある場合は、随時、入校生を追加募集することがあります。募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問い合わせください。

※ 入校ガイド・入校願書の様式は県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

訓練を受講するに当たって必要となる経費（普通課程のみ）

入校選考料：2,200円

入校料：5,650円

授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。

（作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 宇和島校の経費については、無料です。

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問い合わせください。



手に職つけるなら愛媛県
立産業技術専門校
http://www.pref.ehime.jp/sangisen/index.html



えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

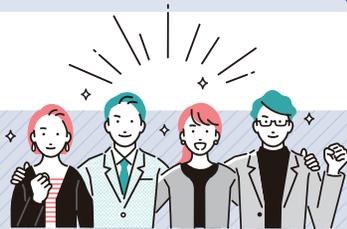
- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を実感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

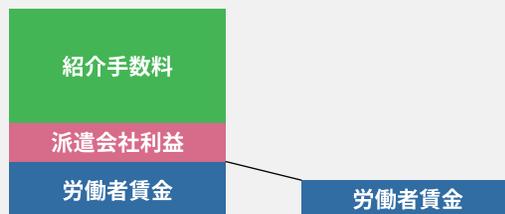
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用	派遣料金	紹介手数料	計
採用方法			
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金 1,100円 × 派遣期間 2か月（320時間） × 1/2 = 負担賃金 176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

IT系の就職を目指している学生・求職者のみなさん



奨学金の返還を

愛媛県と
県内企業が

支援します！

IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成



詳細はこちら



愛媛 IT奨学金



対象者 以下の3つすべてに該当する方

- 日本学生支援機構の **第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- 情報処理推進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次もしくは卒業年次の方
又は既卒者で **登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

3つすべてに該当したらまずは申請しよう！！

お問合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

☎ 089-912-2506

✉ sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

🏠 <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）

制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（**最大141.1万円**）
- 助成額は、原則として日本学生機構に支払います。（返還期間が短くなります）。

助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承を得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。（ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります）

登録企業

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県のホームページにてご確認ください。



応募待ってるよ！



愛媛 IT奨学金



お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

IT PLACE:えひめ

「IT PLACE えひめ」は、愛媛県の優れた技術を持つIT企業の情報や、県が実施するデジタル人材確保・育成に関する取組みを総合的に発信するポータルサイトです

「IT PLACE えひめ」の特徴

IT人材向け

- 👉 県内IT企業の情報を集約した県内初のサイト！「エリア」や「職種」から企業を検索することができる機能を搭載！
- 👉 愛媛県の公式求人・移住情報サイト「あのこの愛媛」と連携し、求人情報へのアクセスが可能！
- 👉 愛媛県にUターン・IターンしたIT人材へのインタビュー記事や、愛媛の暮らしやすさに関する指標を掲載！

IT企業向け

- 👉 「DX実行プラン」や愛媛県が実施するデジタル人材の育成確保に関する補助制度やセミナー等の取組みを発信！

掲載希望企業、**随時募集中！**

☆ 「IT PLACE えひめ」URL <https://it-place-ehime.jp/>

お問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課（松山市一番町四丁目4番地2）
TEL：089-912-2506 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛**

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のお困りごとにはありませんか？

- 応募がない...
- 掲載にお金をかけたくない...
- 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point 

県外からのアクセス数は約 **7** 割！

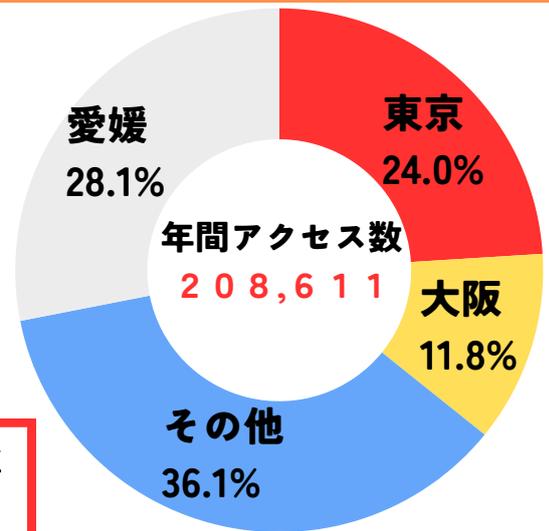
Point 

令和5年度 約 **7200** 人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和5年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの**3ステップ** 

Step1

あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！
<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>
もしくは **あのこの愛媛**  で検索
事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2

管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので
案内に従ってログインしてください。



Step3

求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、
管理画面からいつでも変更可能です。

そして

求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。
選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
現在
203社
(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

(令和6年度)

働く人に笑顔を。
企業に成長を。



このままだと...

ひめボス促進の効果もあり

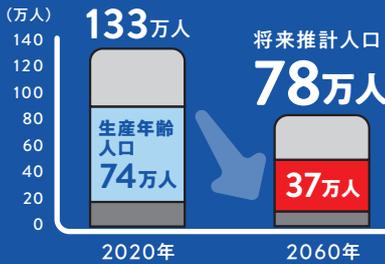
ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

愛媛県の総人口は
2060年に

4割減少

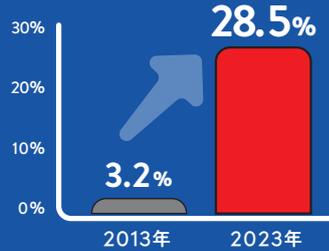


■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上

※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

県内企業の
男性の育児休業
取得率は

28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する 奨励金
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出	
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備	

実績に対する奨励金

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

最大 20万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめがス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー
A~Eのいずれか1つ 10万円

仕事と家庭の両立
支援メニュー
F~Jのいずれか1つ 10万円

パターン2

女性活躍
推進メニュー
A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー
F~J

働き方改革
メニュー
K・L

A~Jの
いずれか1つ 10万円

+ K・Lの
いずれか1つ 10万円



※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL!

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ
奨励金 10万円

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ
奨励金 10万円

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ
+ A~Jのいずれか1つとセット
奨励金 20万円



申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
300人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得



基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請



スーパー
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安

- 基本・上位認証
- 申請から認証まで約1か月
- 奨励金
- 申請から支払いまで約2~3か月

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証
取得支援

(一般事業主行動計画策定)

4 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

2 電話支援
回まで
(メール含む)

スーパー
プレミアム
認証取得支援

5 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

3 電話支援
回まで
(メール含む)



申請内容や申請方法について

訪問による説明・認証支援について

お問い合わせ先

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)

メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

民間賃貸住宅の家賃

平均3,656円

愛媛県：3,656円

東京都：9,733円

大阪府：6,177円

東京比較
40%
以下

※1ヶ月3.3㎡当たり(都道府県庁所在地及び人口15万以上の市)
出典:小売物価統計調査(動向編)
1.統計表・主要品目の都市別小売価格【2024年8月】

通勤・通学時間の
短さ
全国2位

平均38分

東京比較
約40%
短い



出典:令和3年度社会生活基本調査の「曜日、男女、職業、行動の種類別総平均時間(有業者)ー全国、都道府県」の平日 男女総数

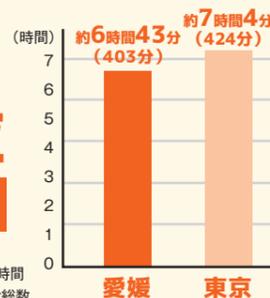
東京比較
約10%
短い

仕事時間の短さ

全国7位

平均6時間43分

出典:令和3年度社会生活基本調査の「曜日、男女、職業、行動の種類別総平均時間(有業者)ー全国、都道府県」の平日 男女総数



住みたい街
ランキング(都道府県)

全国3位

出典:大東建託株式会社「街の住みこころ&住み続けたい街ランキング2023」

数字で納得!
愛媛暮らし、
いいもんよ。

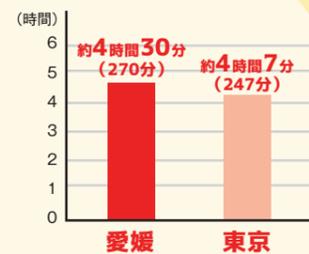
忙しい日常の中でも、
自分らしいライフスタイルを実現できる場所、
愛媛であなたらしい未来を描いてみませんか?

1日のうちで自由に
使える時間の長さ
(3次活動時間)

全国3位

平均4時間30分

出典:令和3年度社会生活基本調査の「曜日、男女、職業、行動の種類別総平均時間(有業者)ー全国、都道府県」の平日 男女総数



保育所等の
待機児童数 0人達成
(令和6年4月1日時点)

未来を育む、
働きやすさを育てる愛媛県

「ひめボス認証事業」の詳細と、
認証企業の最新情報は
WEB、SNSでチェック

愛媛県 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

[ポータルサイト]



[Instagram]



就活の前に
知っておきたい

USEFUL INFORMATION

HIMEBOSS

「ひめボス

認証企業」??

って、なに??



HIMEBOSS

ひめボス

ひめボス

検索

愛媛で働くなら、「ひめボス認証企業」。

愛媛県が認定する「ひめボス認証企業」は、働きやすさと個々の成長を大切にする企業です。従業員一人ひとりの成長を応援し、その人らしい働き方を実現できる職場環境づくりを推進しています。愛媛でのキャリア形成を考えるなら、選択肢の一つとして、ぜひ「ひめボス認証企業」のこと、知ってください。

愛媛県 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

一人ひとりの働き方を考える企業、続々。

愛媛県の「ひめボス」事業では、働きやすさを推進する企業を認定しています。中でも、特に優れた取り組みを行う企業には「スーパープレミアム認証」、基準を満たした企業には「基本認証」が授与されます。

ひめボス認証企業数
現在 **480社**
2024.10.22時点

スーパープレミアム認証企業数 8社 (認証取得順)

QRコードを掲載している企業は、「ひめボスポータルサイト」で取り組み内容を詳しくご覧いただけます。

<p>みんなが主役 「変えたい想い」を共感する ジャスティン 株式会社 (四国中央市川之江町／製造業)</p>	<p>互いに支え合う精神の上に 成り立った“働きやすさ”のある職場 株式会社 マルカワ (四国中央市川之江町／製造業)</p>
<p>ルールを変える きちんと使える土壌をつくる 愛媛県国民健康保険団体連合会 (松山市高岡町／サービス業 (他に分類されないもの))</p>	<p>女性が自らの力を輝かせることのできる風土がある 佐川印刷 株式会社 (松山市間屋町／情報通信業)</p>
<p>全ての社員が能力を発揮できるように 職場環境を目指す 株式会社 伊予鉄高島屋 (松山市湊町／卸売業・小売業)</p>	<p>人を繋ぐ。企業に寄り添う。 地域と共に歩む。 株式会社 愛媛銀行 (松山市勝山町／金融業・保険業)</p>
<p>多様性を力に 共に成長する未来へ 株式会社 伊予銀行 (松山市南堀端町／金融業・保険業)</p>	<p>すべての従業員が働きやすい環境を目指します 株式会社 アイクコーポレーション (松山市来住町／情報通信業)</p>

基本認証企業数 472社 (五十音順)

農業・林業・漁業	うま農業協同組合	建設業	愛媛三段ブロック(株)
	愛媛県漁業協同組合		愛媛大東(株)
	愛媛県森林組合連合会		(株)大竹組
	愛媛たいき農業協同組合		(株)大原組
	えひめ中央農業協同組合		(株)加藤興業
	えひめ南農業協同組合		(有)亀井組
	えひめ未来農業協同組合		亀岡建設(株)
	越智今治農業協同組合		(株)河上工務店
	久万広域森林組合		(株)川下建設
	大祐漁業(株)		(有)川中建設
東宇和農業協同組合	(株)かわにし		
ベルグアース(株)	(株)北田組		
松山市農業協同組合	協和道路(株)		
(株)愛亀	(株)久保組		
(株)相中組	久保興業(株)		
(株)青井建設	(株)久門組		
(株)浅田組	(株)小泉組		
朝日建設(株)	向成建設(株)		
(株)有光組	(株)小林組		
安藤工業(株)	(株)菟田組		
伊方サービス(株)	藤田建設(株)		
石岡建設(株)	西条建設(株)		
泉建設(株)	三徳電機(株)		
泉建設工業(株)	重松兄弟設備(株)		
(株)一宮工務店	重松建設(株)		
一若建設(株)	(株)広瀬建設		
いづも(株)	四国竹林塗装工業(株)		
稲見電気(株)	四国通建(株)		
井原工業(株)	(株)四国ライト		
(株)伊予建設	(有)清水組		
(株)伊予ブルドーザー建設	白石建設工業(株)		
(株)入江組	(株)白石工務店		
宇和土建(株)	(株)新開発		
愛媛建設(株)	(株)新光建設		
	新産道路(株)		
	(株)シンデン		

建設業	(株)神野工務店	建設業	(株)矢野正建設工業
	神野電気(株)		(株)山全
	(有)真和建設工業		(有)ヤマナカ
	末広工業(株)		山本建設(株)
	(株)杉野工務店		(株)山本工務店
	住共エンジニアリング(株)		(株)亀電
	西南建設(株)		(株)よしだ
	(株)ダイキアキシス		米谷建設(株)
	(有)大寿建設		(株)四電工
	大伸建設(有)		(株)渡辺建設
大進建設(株)	(有)渡部興産		
(有)大成工業	ワタナベ塗装(有)		
大和コンストラクション(株)	愛建電工(株)		
大和リース(株)	愛和印刷(株)		
高橋建設工業(株)	菱機工(株)		
谷本建設工業(株)	浅川造船(株)		
(株)田野電設	朝日共販(株)		
中央建設(株)	(株)アテックス		
(株)DAD	(株)あわしま堂		
(株)藤堂組	井関農機(株)		
富永建設(株)	(株)一六		
(株)長浜機設	イトマン(株)		
南予建工(有)	イワキテック(株)		
パナソニックホームズ(株)	ウダエンジニアリング(株)		
(株)濱崎組	(株)えひめ飲料		
尾藤建設(株)	愛媛製紙(株)		
(株)びりり	エリエールプロダクト(株)		
(株)広瀬建設	エリエールペーパーテック/ロジー(株)		
(株)風土	エルモア(株)		
藤岡建設(株)	(株)大石工作所		
(株)藤田組	(株)オカベ		
(株)二神組	カクケイ(株)		
堀田建設(株)	技研工機(株)		
(有)松本組	協和紙工(株)		
マルマストリグ(株)	(株)粟之浦ドック		
(株)宮崎組	(株)コスにじゅういち		
(株)森本	コンテックス(株)		

製造業	三栄紙業(株)	製造業	三栄紙業(株)
	(株)サンフーズ		(株)サンフーズ
	サンヨー食品(株)		サンヨー食品(株)
	JAえひめアイパックス(株)		JAえひめフレッシュフーズ(株)
	(株)山本工務店		(株)山本工務店
	(株)四国シキシマパン		(株)四国シキシマパン
	四国乳業(株)		四国乳業(株)
	四国溶材(株)		四国溶材(株)
	シブヤ精機(株)		シブヤ精機(株)
	寿東産業(株)		寿東産業(株)
(株)新来島どっく	(株)新来島どっく		
シンワ(株)	シンワ(株)		
住友重機械プロセス機器(株)	住友重機械プロセス機器(株)		
西南開発(株)	西南開発(株)		
セキ(株)	セキ(株)		
(株)セラテック	(株)セラテック		
CELCO JAPAN(株)	CELCO JAPAN(株)		
仙味エキス(株)	仙味エキス(株)		
大王製紙(株)	大王製紙(株)		
ダイオーエコワーク(株)	ダイオーエコワーク(株)		
ダイオーエンジニアリング(株)	ダイオーエンジニアリング(株)		
(株)大昌鉄工所	(株)大昌鉄工所		
田中技研(株)	田中技研(株)		
(株)中温	(株)中温		
(株)長曾鉄工所	(株)長曾鉄工所		
ツウテック(株)	ツウテック(株)		
ツバメ工業(株)	ツバメ工業(株)		
帝人興産(株)	帝人興産(株)		
東芝ライテック(株)	東芝ライテック(株)		
(株)トーヨ	(株)トーヨ		
西染工業(株)	西染工業(株)		
ニッシン・グルメビーフ(株)	ニッシン・グルメビーフ(株)		
萩尾機械工業(株)	萩尾機械工業(株)		
萩尾高圧容器(株)	萩尾高圧容器(株)		
(株)ハタダ	(株)ハタダ		
八水蒲鉾(株)	八水蒲鉾(株)		
服部製紙(株)	服部製紙(株)		

卸売業・小売業	(株)ハラブレックス	卸売業・小売業	カミ商事(株)
	(株)ビージョイ		亀岡ガス販売(株)
	檜垣造船(株)		(株)亀岡商店
	(株)ヒカリ		(株)キクノ
	福助工業(株)		(株)ゴークラ
	(株)フジコン		サトー産業(株)
	(株)藤田製作所		四国ガス燃料(株)
	(株)母恵夢本舗		四国建販(株)
	(株)松山機型工業		四国スバル(株)
	丸石製紙(株)		生活協同組合コープえひめ
丸菱ペーパーテック(株)	(株)セブンスター		
三浦工業(株)	(株)そごうmart		
三木特種製紙(株)	大黒工業(株)		
三好造船(株)	大豊産業(株)		
(株)三好鉄工所	(株)大屋		
(株)モリオト	太陽石油販売(株)		
(株)モリオトプロダクト	(株)高橋栄商店		
ヤマキ(株)	(株)田坂若水		
(株)山田屋	(株)つるや		
(株)ユタカ	トヨタL&F西四国(株)		
(株)リブドゥコーポレーション	(株)NAKAGAMI		
リンテック(株)	(株)南予ビージョイ		
ルナ物産(株)	(株)日東物産		
	ネットヨク愛媛(株)		
	(株)フジ		
	(株)フジ・アグリフーズ		
	(株)松宮		
	(株)松山生協		
	(株)モバイルコム		
	ユニ・チャーム(株)		
	(株)ヨンキョウ		
	(株)よんやく		
	(株)レデイ薬局		
	アフラック生命保険(株)		
	宇和島信用金庫		
	愛媛県信用農業協同組合連合会		
	愛媛県信用保証協会		
	愛媛信用金庫		
	第一生命保険(株)		
	東予信用金庫		
	三井住友海上エージェンシー・サービス(株)		
	(株)ゆうちょ銀行		
	(株)伊予鉄グループ		
	大屋不動産(株)		
	(株)日本エイジェント		
	(株)小笠原工務所		
	社会保険労務士法人		
	岡部経営労務管理事務所		
	(株)西条環境分析センター		
	四国建設コンサルタント(株)		
	(有)清水式貴金研究所		
	住重アテックス(株)		
	高田勝人税理士事務所		
	(株)ミズキコンサルタント		
	ANAクラウンプラザホテル松山(松山総合開発(株))		
	エリエールフーズ(株)		
	(株)かどや		
	(株)グラン・ジュテ		
	(株)古湧園		
	(株)ホテル椿館		
	(有)大和屋本店旅館		
	石田クリーニング(株)		
	エリエールライブ(株)		
	(株)エリエールリゾートゴルフクラブ		
	(有)奥島観光		
	南国産業(株)		
	(一社)新居浜カントリー倶楽部		
	(株)フジ・トラベル・サービス		
	(株)ベルモニー		
	(株)レスバスコーポレーション		
	国立大学法人愛媛大学		
	(学)聖カタリナ学園		
	(学)新田学園		
	(学)松山学園		
	(学)松山東雲学園		

情報通信業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	電気・ガス・熱供給・水道業
	四国ガス(株)		四国ガス(株)
	四国電力(株)		四国電力(株)
	四国電力送配電(株)		四国電力送配電(株)
	住友共同電力(株)		住友共同電力(株)
	正起ガス(株)		正起ガス(株)
	RNBコーポレーション(株)		RNBコーポレーション(株)
	(株)あいテレビ		(株)あいテレビ
	(株)アイムビック		(株)アイムビック
	(株)いよぎんコンピュータサービス		(株)いよぎんコンピュータサービス
(株)エス・ピー・シー	(株)エス・ピー・シー		
(株)エヌ・ティ・ティ・データ四国	(株)エヌ・ティ・ティ・データ四国		
(株)愛媛CATV	(株)愛媛CATV		
(株)愛媛新聞社	(株)愛媛新聞社		
(株)愛媛電算	(株)愛媛電算		
(株)えひめリビング新聞社	(株)えひめリビング新聞社		
サイボウズ(株)	サイボウズ(株)		
Sky(株)	Sky(株)		
(株)デジタルピア	(株)デジタルピア		
南海放送(株)	南海放送(株)		
(株)バルソフトウェアサービス	(株)バルソフトウェアサービス		
(株)ビット	(株)ビット		
(株)ファインデックス	(株)ファインデックス		
伊予鉄タクシー(株)	伊予鉄タクシー(株)		
伊予鉄道(株)	伊予鉄道(株)		
伊予鉄バス(株)	伊予鉄バス(株)		
宇和島自動車(株)	宇和島自動車(株)		
大西物流(株)	大西物流(株)		
川之江港湾運送(株)	川之江港湾運送(株)		
桑原運輸(株)	桑原運輸(株)		
四国西濃運輸(株)	四国西濃運輸(株)		
四国名鉄運輸(株)	四国名鉄運輸(株)		
四国旅客鉄道(株)	四国旅客鉄道(株)		
(株)瀬戸内しまなみリーディング	(株)瀬戸内しまなみリーディング		
大王海運(株)	大王海運(株)		
大王海運物流(株)	大王海運物流(株)		
ダイオーロジスティクス(株)	ダイオーロジスティクス(株)		
日本興運(株)	日本興運(株)		
ペガサス運輸(株)	ペガサス運輸(株)		
美須賀海運(株)	美須賀海運(株)		
(株)森実興産	(株)森実興産		
アカマツ(株)	アカマツ(株)		
(株)アスティス	(株)アスティス		
石崎商事(株)	石崎商事(株)		
イオスイ(株)	イオスイ(株)		
伊予鉄商事(株)	伊予鉄商事(株)		
愛媛飼料産業(株)	愛媛飼料産業(株)		
愛媛大学生協同組合	愛媛大学生協同組合		
愛媛トヨタ自動車(株)	愛媛トヨタ自動車(株)		
愛媛トヨペット(株)	愛媛トヨペット(株)		
愛媛南部ヤクルト販売(株)	愛媛南部ヤクルト販売(株)		
(株)愛媛プレスウイン	(株)愛媛プレスウイン		
(株)オズメッセ	(株)オズメッセ		

金融業・保険業	金銭業・保険業	金融業・保険業	アフラック生命保険(株)
	宇和島信用金庫		宇和島信用金庫
	愛媛県信用農業協同組合連合会		愛媛県信用農業協同組合連合会
	愛媛県信用保証協会		愛媛県信用保証協会
	愛媛信用金庫		愛媛信用金庫
	第一生命保険(株)		第一生命保険(株)
	東予信用金庫		東予信用金庫
	三井住友海上エージェンシー・サービス(株)		三井住友海上エージェンシー・サービス(株)
	(株)ゆうちょ銀行		(株)ゆうちょ銀行
	(株)伊予鉄グループ		(株)伊予鉄グループ
大屋不動産(株)	大屋不動産(株)		
(株)日本エイジェント	(株)日本エイジェント		
物品・不動産・賃貸業	物品・不動産・賃貸業	物品・不動産・賃貸業	物品・不動産・賃貸業
学術研究・専門技術・サービス業	学術研究・専門技術・サービス業	学術研究・専門技術・サービス業	学術研究・専門技術・サービス業
飲食・宿泊業	飲食・宿泊業	飲食・宿泊業	飲食・宿泊業
生活関連・サービス業・娯楽業	生活関連・サービス業・娯楽業	生活関連・サービス業・娯楽業	生活関連・サービス業・娯楽業
教育・学習支援業	教育・学習支援業	教育・学習支援業	教育・学習支援業

学術研究・専門技術・サービス業	教育・学習支援業	学術研究・専門技術・サービス業	(学)松山聖陵学園
	(学)松山大学		(学)松山大学
	やまもと学習サポート教室		やまもと学習サポート教室
	(医)愛寿会		(医)愛寿会
	(福)愛美会		(福)愛美会
	(株)アクティブモア		(株)アクティブモア
	(株)アクト企画		(株)アクト企画
	(株)アルティザン		(株)アルティザン
	(福)伊方社会福祉協会		(福)伊方社会福祉協会
	(医)生きる会 瀬戸内海病院		(医)生きる会 瀬戸内海病院
(福)和泉蓮華会	(福)和泉蓮華会		
(福)今治市社会福祉協議会	(福)今治市社会福祉協議会		
(福)今治福祉施設協会	(福)今治福祉施設協会		
(福)宇和島市社会福祉協議会	(福)宇和島市社会福祉協議会		
(福)宇和島福祉協会	(福)宇和島福祉協会		
(株)エイジングウェル	(株)エイジングウェル		
(福)愛媛県社会福祉事業団	(福)愛媛県社会福祉事業団		
(公財)愛媛県総合保健協会	(公財)愛媛県総合保健協会		
(有)エンジェル・コール	(有)エンジェル・コール		
(福)大洲市社会福祉協議会	(福)大洲市社会福祉協議会		
(医)かとう歯科医院	(医)かとう歯科医院		
きくそのケアパーク(株)	きくそのケアパーク(株)		
(福)亀天会	(福)亀天会		
(福)共生福祉会	(福)共生福祉会		
(医)栗整形外科病院	(医)栗整形外科病院		
(福)来島会	(福)来島会		
(株)ケアジャパン	(株)ケアジャパン		
(医)弘仁会	(医)弘仁会		
(医)高仁会	(医)高仁会		
(医)厚仁会 波方中央病院	(医)厚仁会 波方中央病院		
(株)ココロココ	(株)ココロココ		
(福)ことぶき会	(福)ことぶき会		
(福)三恵会	(福)三恵会		
(株)ジェイコム	(株)ジェイコム		
(福)四国中央市社会福祉協議会	(福)四国中央市社会福祉協議会		
(医)慈風会 白石病院	(医)慈風会 白石病院		
(医)社団更生会	(医)社団更生会		
(株)ジャックと豆の木園	(株)ジャックと豆の木園		
(福)正和会	(福)正和会		
(医)怒風会	(医)怒風会		
(株)シルバーケアサービス	(株)シルバーケアサービス		
(有)シンシア	(有)シンシア		
(医)仁清会 野本記念病院	(医)仁清会 野本記念病院		
(株)新風会	(株)新風会		
(医)仁勇会	(医)仁勇会		
(福)すいよう会	(福)すいよう会		
(福)聖風会	(福)聖風会		
(福)聖マリア会	(福)聖マリア会		
(福)西予総合福祉会	(福)西予総合福祉会		
(医)清和会	(医)清和会		
(医)専心会	(医)専心会		
(福)泰斗福祉会	(福)泰斗福祉会		
(有)ダイヤ住宅販売	(有)ダイヤ住宅販売		
(医)団伸会 奥島病院	(医)団伸会 奥島病院		
(福)常美会	(福)常美会		
(医)天真会	(医)天真会		
(福)道真会	(福)道真会		
(福)新居浜市社会福祉協議会	(福)新居浜市社会福祉協議会		
(福)白寿会	(福)白寿会		
(株)華桔梗	(株)華桔梗		
(福)はびねす福祉会	(福)はびねす福祉会		
(株)響	(株)響		
(福)福角会	(福)福角会		
(福)ふたば会	(福)ふたば会		
(医)平成会 山内病院	(医)平成会 山内病院		
(医)北辰会	(医)北辰会		
(有)ほくと	(有)ほくと		
(医)北斗会 大洲中央病院	(医)北斗会 大洲中央病院		
(医)補天会 光生病院	(医)補天会 光生病院		
(福)松野町社会福祉協議会	(福)松野町社会福祉協議会		
(福)松山市社会福祉協議会	(福)松山市社会福祉協議会		
(医)松山ハートセンター	(医)松山ハートセンター		
(株)マミーズファミリー	(株)マミーズファミリー		
(福)御荘福祉施設協会	(福)御荘福祉施設協会		
(医)ミネルフ会 渡辺病院	(医)ミネルフ会 渡辺病院		

医療・福祉	医療・福祉	医療・福祉	(医)みのり会
	(福)三善会		(福)三善会
	(医)門の内会		(医)門の内会
	(福)八幡浜市社会福祉協議会		(福)八幡浜市社会福祉協議会
	(医)佑心会 堀江病院		(医)佑心会 堀江病院
	(福)悠々会		(福)悠々会
	(有)ユニット・ワン		(有)ユニット・ワン
	(医)陽成会 広瀬病院		(医)陽成会 広瀬病院
	(株)よんでんライフケア		(株)よんでんライフケア
	(有)リハビリテーションみかん		(有)リハビリテーションみかん
(福)わかば会	(福)わかば会		
(福)和光会	(福)和光会		
(株)アイ・エス・ディー	(株)アイ・エス・ディー		
アビリティセンター(株)	アビリティセンター(株)		
アルティウスリンク(株)	アルティウスリンク(株)		
(株)イナミコーポレーション	(株)イナミコーポレーション		
伊予鉄総合企画(株)	伊予鉄総合企画(株)		
宇和島商工会議所	宇和島商工会議所		
(伊)ANAエアサービス松山	(伊)ANAエアサービス松山		
愛媛県商工会連合会	愛媛県商工会連合会		
(一社)愛媛県法人会連合会	(一社)愛媛県法人会連合会		
(一社)えひめ若年人材育成推進機構	(一社)えひめ若年人材育成推進機構		
愛媛総合警備保障(株)	愛媛総合警備保障(株)		
(株)カスターリレーションテレマーケティング	(株)カスターリレーションテレマーケティング		
(株)カナン・ジオリサーチ	(株)カナン・ジオリサーチ		
共立自動車(株)	共立自動車(株)		
(株)建設マネジメント四国	(株)建設マネジメント四国		

労働委員会の窓（令和7年2月分）

《会議関係》

- 2月14日 第1345回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件の審査経過について」など3件
- 2月28日 第1240回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など7件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不)第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

○ 調整事件

事件番号	業種	申立年月日 申請者	区分	調整回数	調整事項	終結状況
7年調整第1号	福祉業	R7.1.31	あっせん	-	法定休日の明示 休日出勤手当の遡及支給	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
6年個別第1号	医療業	退職金・解雇予告手当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別第2号	医療業	精神的・経済的損失に対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第5号	サービス業	仕事を与えられなかった1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打ち切り

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
2月	27	40
累計(4月～)	271	403

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あつせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あつせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます

育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。

育児・介護休業法の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられます。**
(令和7(2025)年4月1日施行)

改正後の対象企業 常時雇用する労働者が300人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

$$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、12万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



よくあるご質問

Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

公表前々事業年度に出生した子の1歳までの
合計育児休業取得日数（日） ÷ 当該育児休業取得人数（人） = 平均取得日数（日）

Q6 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7（2025）年6月末	9月	令和7（2025）年12月末
4月	令和7（2025）年7月末	10月	令和8（2026）年1月末
5月	令和7（2025）年8月末	11月	令和8（2026）年2月末
6月	令和7（2025）年9月末	12月	令和8（2026）年3月末
7月	令和7（2025）年10月末	1月	令和8（2026）年4月末
8月	令和7（2025）年11月末	2月	令和8（2026）年5月末



2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

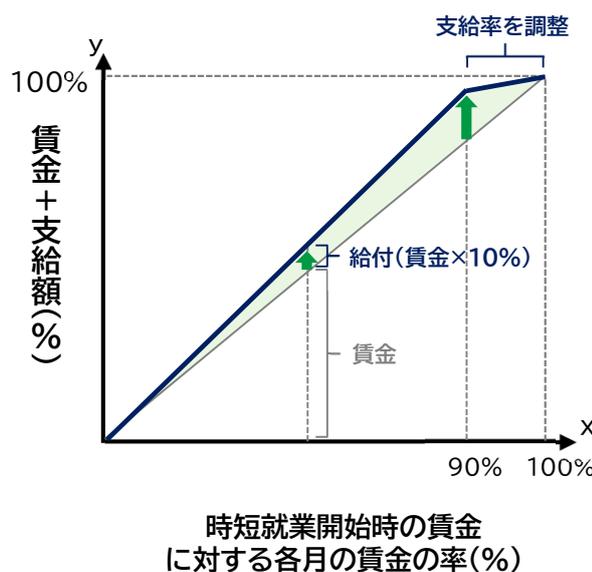
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

支給額のイメージ

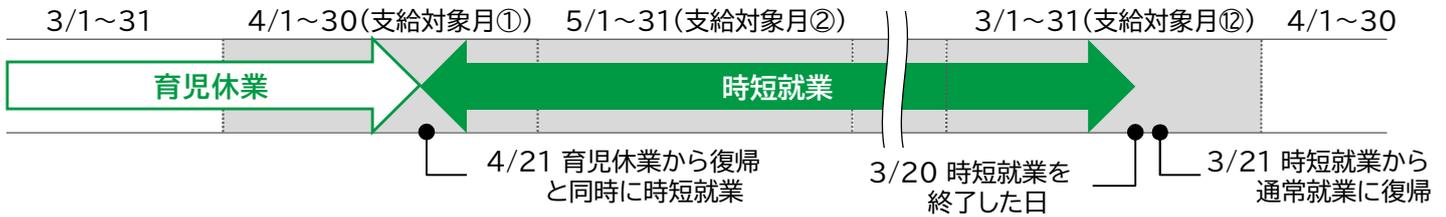


(裏面もご覧ください)

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。

「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」のご案内

この助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内」をご確認ください。

「産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)のご案内」はこちら→



助成の対象（主な要件）

事業主

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「**事業再構築補助金**」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金**」（以下「ものづくり補助金」）※2の事業計画書の申請を行い、交付決定を受けていること（事業再構築補助金およびものづくり補助金の詳細については、裏面の二次元バーコード等からご確認ください）

※1 第12回および第13回の「**成長分野進出枠（通常類型）**」に限ります。

※2 第17次以降の「**製品・サービス高付加価値化枠**」に限ります。

※1.2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

- ② 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
 - a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
 - b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
 - c. 交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- ③ 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと
- ④ 生産量（額）、販売量（額）または売上高等事業活動を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）に比べ10%以上減少していること
- ⑤ 雇入れに係る事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）減少していないこと

労働者

交付決定を受けた申請した補助金の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者

- ① 次のaかbのいずれかに該当する者
 - a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
 - b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者

- ② 1年間に350万円以上の賃金※3が支払われる者

※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	250万円/人※4 (125万円×2期※5)	180万円/人 (90万円×2期)
助成対象期間	1年	

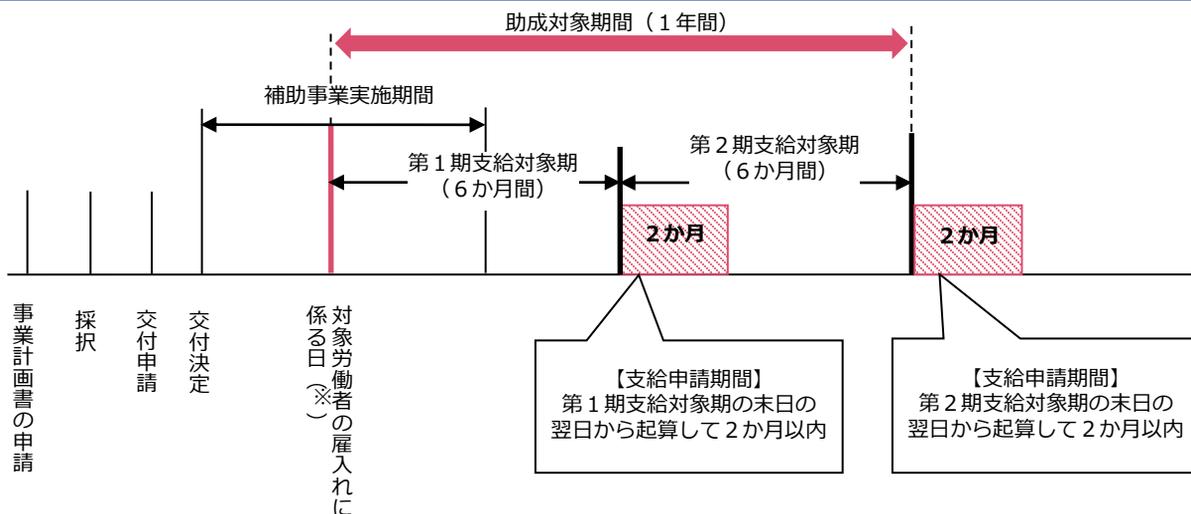
※4 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※5 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

受給までの流れ

1	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金の事業計画書の申請※ ²	※1 事業再構築補助金の申請先は事業再構築補助金事務局です。詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。
2	事務局・採択審査委員会による審査	※2 ものづくり補助金の申請先はものづくり補助金事務局です。詳細はものづくり補助金総合サイトをご確認ください。
3	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金の交付申請※ ²	※3 事業再構築補助金またはものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間等についての詳細は事業再構築補助金事務局ホームページまたはものづくり補助金総合サイトをご確認ください。
4	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金の交付決定※ ²	※4 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
5	対象労働者の雇入れ※ ³ （補助事業実施期間内）	※5 支給申請書に基づき、助成金を支給します。
6	産業雇用安定助成金の支給申請※ ⁴	
7	産業雇用安定助成金の受給※ ⁵	

イメージ



参考：事業再構築補助金とは？

目的：中小企業等が行う事業・業種転換等の思い切った事業再構築に必要な設備投資等を支援する補助金となります。詳細は、事業再構築補助金事務局のホームページをご確認ください。

ホームページはこちら→



参考：ものづくり補助金とは？

目的：中小企業等が行う革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する補助金となります。詳細は、ものづくり補助金総合サイトをご確認ください。

総合サイトはこちら→



支給申請の際の注意点

- 第1期支給対象期の支給申請は、助成対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提としたものです。このため、第1期支給対象期の支給決定後に助成対象期間に支払われた賃金額が350万円に満たなかった場合など、支給要件を満たさないことが判明した場合は、既に支給された助成金は返還が必要となります。
- 支給決定までの間に対象労働者が離職※した場合は、原則不支給となります。第1期支給対象期の支給決定後に対象労働者が離職した場合、既に支給された助成金は返還が必要となります。

申請・お問い合わせ

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。ご不明な点は、**愛媛労働局助成金センター**までお問い合わせください。

【愛媛労働局 職業安定部職業対策課分室 助成金センター】

松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階

電話番号 **089-987-6370** 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)は閉庁しております)

春の大型連休に
休みをつなげてリフレッシュ。



年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



年休取得促進
特設サイト▶

年次有給休暇取得促進特設サイト 

Refresh!

もっと自分らしい
働き方

休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に8か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成13年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大84人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約30㎡の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が24時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が1級から3級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60歳以上で障害等級が4級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和5年10月1日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養1人	扶養2人	扶養3人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3-12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook



ポリテクセンター愛媛 7月期生募集

《概要》

ポリテクセンター愛媛では、再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につける職業訓練を実施しており、令和7年度7月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械CAD／NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
「住環境コーディネーター科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和7年7月2日～）
- 募集期間 令和7年5月8日～6月2日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

